

## 横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱

制 定 平成 22 年 7 月 21 日 ここ第 1743 号（副市長決裁）

最近改正 令和 4 年 5 月 30 日 こ権第 522 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等が行う児童養護施設等の生活向上のための環境改善に要する費用（以下「事業費」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法第 58 条（昭和 35 年法律第 45 号）、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（雇児発 0605 第 3 号平成 27 年 6 月 5 日付厚生労働省通知）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、「補助事業者」とは、施設の環境改善を行う児童福祉施設等の設置者を指し、本事業の対象となる児童養護施設等については、別表 1 のとおりとする。

### （補助対象事業等）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助限度額、補助率及び対象経費については、別表 2 のとおりとする。

### （補助事業の完了時期）

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までに事業を完了しなければならない。

### （補助金の交付申請）

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

4 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 契約書又は見積書の写し
- (2) 社会福祉法人等の運営状況等を説明する資料（定款・法人役員名簿等）

（変更の承認申請）

第6条 補助金規則第7条第1号から第4号に規定する市長の承認等を受けようとする者は、市長の指示を受け、必要な書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 補助金規則第6条第3項の規定により補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、工事に着手したときは工事請負業者が提出する工事着手届出書等を市長に提出し、また、着工後においては毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を遅滞なく市長に報告しなければならない。

（事業実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により設置者は提出する書類は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金実績報告書（第4号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める事業実績報告への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 物品検収調書
- (2) 領収書等
- (3) 契約書の写し
- (4) 完了写真

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける設置者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

4 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。

ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第 18 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額の確定通知は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第 12 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

2 補助事業の完了前に補助金を交付する場合は前金払いとする。設置者は前金払いにより補助金の交付を受け、事業完了後残額が生じたときには、速やかに補助金精算報告書を添えて精算残額を返還しなければならない。

(補助金交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

(補助金の交付時期)

第 14 条 市長は、前条による請求があったときは、当該請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助条件)

第 15 条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 他の要綱等の規定により補助金等を受ける補助事業者は、この要綱の規定による支援の対象から除くものとする。
- (2) 補助事業者は、別表 2 に掲げる事業について、当該補助事業者が事業を行う施設等 1 か所につき 1 回に限り実施することができる。ただし、災害等やむを得ない事情が生じたときは、この限りでない。
- (3) 別表 2 に掲げる事業は、当該事業を実施する日の属する年度又はその翌年度において事業を実施した施設等の開設等を予定している場合に限り、この要綱の規定による支援の対象とする。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助金規則第25条により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年7月厚生労働省告示第239号）に規定する処分制限期間とする。

(事故報告等)

第17条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第18条 補助金規則第26条により市長が定める関係書類を保存しておかなければならない期間は、補助事業が完了する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月21日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行し、同日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

設置者	施設種別
社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者	児童養護施設、ファミリーホーム

別表 2（第 3 条関係）

補助事業	補助限度額	補助率	対象経費
1 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを新設し、事業実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業	1 1施設当たり 8,000 千円	補助限度額の範囲において、10/10	1 改修、備品購入にかかる経費
2 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用を加算	2 1施設当たり 2,000 千円を 1 に加算（対象期間は、改修期間を含む最大 6 か月とする。）		2 賃借料